

国民健康保険税の決め方

医療分

所得割	=	前年の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差引いた金	×	6.50%	…	A
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	27,000円	…	B
平等割	=	1世帯当たりの額(27,700円)	…			C

課税限度額 660,000円

支援金分

所得割	=	前年の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差引いた金	×	2.60%	…	D
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	10,500円	…	E
平等割	=	1世帯当たりの額(7,900円)	…			F

課税限度額 260,000円

介護分

所得割	=	前年の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差引いた金	×	2.15%	…	G
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	10,900円	…	H
平等割	=	1世帯当たりの額(7,000円)	…			I

課税限度額 170,000円

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいる場合の課税額……A～Iの合算

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいない場合の課税額……A～Fの合算